

2月13日(水)から

市県民税の申告・所得税の確定申告を受け付けます

問い合わせ

【市県民税の申告について】 税務課市民税・国保税グループ ☎24・8030
 【所得税の確定申告について】 小松税務署 ☎22・1171

申告会場・受付期間

- 市役所税務課
 - 2月13日(水)～3月15日(金)
 - 9時～16時(土・日曜日、祝日を除く)
 - ※医療保険サポートセンター前の「総合受付」で受け付け後、税務課前の「申告会場」へご案内します。
- 小松サン・アビリティーズ
 - 2月20日(水)～22日(金)
 - ※3日間のみ申告を受け付けます。
 - 午前の部 9時～11時30分
 - 午後の部 13時30分～16時
 - ※2月18日(月)から3月15日(金)まで、小松税務署(小松日の出合同庁舎内)に確定申告相談会場が開設されます。

市県民税の申告が必要な人

- 公的年金受給者のうち
 - ・年金以外に他の所得(給与・営業・不動産など)があった人
 - 給与所得者のうち
 - ・給与支払報告書が勤務先から小松市に提出されていない人
 - ・給与以外に他の所得(営業・不動産・年金など)があった人
 - 医療費控除、社会保険料控除、扶養控除、障害者控除などを受けようとする人
 - 国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入者
 - 保険料(料)の算定のため、所得が無くても申告が必要です。
 - 所得証明書が必要な人
- ※所得税の確定申告をする人は、市県民税の申告の必要はありません。

所得税の確定申告が必要な人

- 公的年金受給者のうち
 - ・年金以外に20万円を超える他の所得(給与・営業・不動産など)があった人
 - 給与所得者のうち
 - ・給与(年末調整済み)以外に20万円を超える所得があった人
 - ・扶養や社会保険料控除などで年末調整の内容に追加・変更がある人
 - 医療費控除、社会保険料控除、扶養控除、障害者控除、住宅借入金等特別控除などを受けようとする人
 - 営業や不動産収入などから所得税が発生する人
 - 2力所以上から給与・報酬がある人
 - 給与収入金額が2千万円を超えている人 など
- 【市役所で受け付ける確定申告】
 ○給与所得(2力所以上の給与、医療費・社会保険料・扶養などの控除、年末調整をしていないもの)
 ○年金所得、雑所得
- 【税務署での確定申告】
 前述のものでも内容が複雑なものや、次の人は税務署で確定申告してください。
- 土地や建物を買った人
 - 株の売買・先物取引・仮想通貨の申告をする人
 - 営業・農業・不動産所得がある人
 - 一時・配当・退職所得がある人
 - 住宅ローン控除など住宅に関する特別控除を受ける人
 - 災害などで雑損控除を受ける人
 - 亡くなった人の確定申告をする人
 - 過年度の申告をする人(平成29年分以前の申告) など

申告に必要な主なもの

- 認印(スタンプ式のものは使用できません)
- 本人確認書類またはその写し(「番号確認」と「身元確認」で使用します。本人または代理人で異なりますので、詳しくは下の表をご参照ください。)※郵送で提出する場合は、本人確認書類の写しを同封してください。
- 収入(所得)が分かる資料
 - 給与や年金の源泉徴収票、事業(営業・農業)・不動産の収支内訳書や報酬の支払調書など
- 所得控除対象額が分かる資料の領収書、寄附金の受領書、そのほか(障害者手帳、別居の扶養家族への送金資料など)
 - ※医療費控除は「医療費控除の明細書」の添付が必要となるので、事前に記入してお持ちください。
- 還付される税金がある人は、申告者名義の振込先口座番号などが分かるもの(預金通帳など)

提出者	本人確認書類		マイナンバー
	申告者の番号確認書類	申告者の身元確認書類	
本人	【以下の書類から1点】 ・マイナンバーカード ・マイナンバーの通知カード ・住民票の写し(マイナンバー記載のもの)	①または②のいずれか ①【以下の書類から1点】 マイナンバーカード、運転免許証、障害者手帳、旅券、健康保険証、年金手帳 など ②【以下の書類から2点】 身分証明書(顔写真なし)、社員証(顔写真なし)、納税通知書、源泉徴収票 など	 マイナンバー
代理人	【以下の書類から1点】 ・申告者のマイナンバーカードの写し ・申告者の通知カードの写し ・申告者の住民票の写し(マイナンバー記載のもの)	①または②のいずれか ①【以下の書類から1点】 マイナンバーカード、運転免許証、障害者手帳、旅券など ②【以下の書類から2点】 健康保険証、年金手帳、身分証明書(顔写真なし)、社員証(顔写真なし)、納税通知書、源泉徴収票 など	

- 申告書にはマイナンバー(個人番号)の記載が必要です。
- 書類などの事前準備にご協力をお願いします。

申告期間中は窓口が大変混み合いますので、書類などの事前準備にご協力をお願いします。なお、確定申告は国税庁ホームページで申告書などを作成でき、印刷すればそのまま税務署に提出することができます。入力方法など操作方法が分からない場合は、電話相談をご活用ください。
 e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570・01・5901(平日9時～17時)

税理士(北陸税理士会小松支部)による無料申告相談

対象者は小規模納税者(前年分所得金額が300万円以下の事業所得者)、給与所得者、年金受給者などです。
 とき 2月23日(土)、24日(日) いずれも10時～12時、13時～16時
 ところ アル・プラザ小松 1階 レバリーホール



ID・パスワードを取得して、いつでもどこでも確定申告!

小松税務署で発行するID・パスワードを利用すれば、マイナンバーカードやICカードリーダーライターを持っていない人でも、確定申告書をパソコン、スマートフォンを利用してe-Taxで送信(電子申告)することができます。
 IDとパスワードは、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行されますので、希望する人は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お早めに税務署で発行を受けてください。詳しくは、小松税務署(☎23・5906)までお問い合わせください。

控除の変更① 配偶者控除

平成30年度までは、生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が38万円以下の場合、納税義務者本人の所得に関わらず、一律33万円(配偶者が70歳以上の場合38万円)の配偶者控除の適用を受けられました。平成31年度からは、納税義務者本人の合計所得金額に応じて、それぞれ表のとおりとなりました。なお、合計所得金額が1千万円を超える場合は、配偶者控除の適用を受けられなくなりました。



※70歳以上(昭和24年1月1日以前生まれ)

【改正前の控除額】

納税義務者本人の合計所得金額	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者(70歳以上)
制限なし	33万円(38万円)	38万円(48万円)

※()内は、所得税の控除額です。



【改正後の控除額】

納税義務者本人の合計所得金額	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者(70歳以上)
900万円以下	33万円(38万円)	38万円(48万円)
900万円超 950万円以下	22万円(26万円)	26万円(32万円)
950万円超 1,000万円以下	11万円(13万円)	13万円(16万円)
1,000万円超	0円(0円)	0円(0円)

※()内は、所得税の控除額です。

控除に関するそのほかのお知らせ

●医療費控除に伴うおむつ代の確認書

要介護認定を受けている人の平成30年に使用したおむつ代について、医療費控除の適用を受ける場合は「確認書」の発行を申請してください。

対象 要介護認定を受けており、おむつ代の医療費控除の申告が2年目以降の人のうち主治医意見書から次の3点全てが確認できる人

- ①平成30年中に記載されていること(ただし、現に受けている要介護認定の有効期間が13カ月以上であり、おむつを使用した当該年に主治医意見書が発行されていない場合は、平成29年中のものでも認められる)
 - ②寝たきりの状態にあること
 - ③尿失禁が起こる可能性があること
- ※確認書が発行できない場合は、従来どおり医師におむつ使用証明書を記載してもらってください。

☎ 長寿介護課 ☎24・8053

●要介護認定者の障害者控除

障害者手帳を持っていない人も、介護保険の認定を受けている人は「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることで、障害者控除または特別障害者控除を適用できる場合があります。なお、既に障害者控除対象者認定書を持っている人は、認定区分が変更または消滅するまで有効です。

対象 市内に在住する65歳以上の人で、認知症または寝たきりの状態が所定の基準を満たす人

申請方法 長寿介護課、南部行政サービスセンター、小松駅前行政サービスセンターにある申請書を提出してください。申請時に申請者の印鑑が必要です。審査の後、郵送で結果をお知らせします。

※認定を受けた人は、税の申告時に障害者控除対象者認定書を持参し、手続きを行ってください(認定されている場合でも、非課税などで税の還付を受けられないことがあります)。

※65歳以上(昭和29年1月1日以前生まれ)

控除の変更② 配偶者特別控除

平成30年度までは、配偶者特別控除の適用を受けられる配偶者の合計所得金額の上限が76万円未満でしたが、平成31年度からは、配偶者の合計所得金額および納税義務者本人の合計所得金額に応じて、それぞれ表のとおりとなりました。なお、改正前と同様に、合計所得金額が1千万円超の納税義務者本人については配偶者特別控除の適用はありません。

【改正前の控除額】

配偶者の合計所得金額	納税義務者本人の合計所得金額1,000万円以下
38万円超40万円未満	33万円(38万円)
40万円以上45万円未満	33万円(36万円)
45万円以上50万円未満	31万円(31万円)
50万円以上55万円未満	26万円(26万円)
55万円以上60万円未満	21万円(21万円)
60万円以上65万円未満	16万円(16万円)
65万円以上70万円未満	11万円(11万円)
70万円以上75万円未満	6万円(6万円)
75万円以上76万円未満	3万円(3万円)
76万円以上	0円(0円)

※()内は、所得税の控除額です。



【改正後の控除額】

配偶者の合計所得金額	納税義務者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
38万円超85万円以下	33万円(38万円)	22万円(26万円)	11万円(13万円)
85万円超90万円以下	33万円(36万円)	22万円(24万円)	11万円(12万円)
90万円超95万円以下	31万円(31万円)	21万円(21万円)	11万円(11万円)
95万円超100万円以下	26万円(26万円)	18万円(18万円)	9万円(9万円)
100万円超105万円以下	21万円(21万円)	14万円(14万円)	7万円(7万円)
105万円超110万円以下	16万円(16万円)	11万円(11万円)	6万円(6万円)
110万円超115万円以下	11万円(11万円)	8万円(8万円)	4万円(4万円)
115万円超120万円以下	6万円(6万円)	4万円(4万円)	2万円(2万円)
120万円超123万円以下	3万円(3万円)	2万円(2万円)	1万円(1万円)
123万円超	0円(0円)	0円(0円)	0円(0円)

※()内は、所得税の控除額です。

公的年金を受給している人へ

「年金収入が400万円以下なので所得税の確定申告は必要ない」と言われた人も、年金の源泉徴収票をもう一度確認してください。記載されている控除(扶養、障害、年金から引かれている社会保険料など)のほかに、申告できるものはありませんか。

例えば、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を納付書や口座振替により自分で支払った人は、その金額を社会保険料として申告することで、来年度の市県民税の負担が軽くなる場合があります。

※平成30年中の保険料(料)については、1月下旬に市から世帯主宛てに送付するはがきをご覧ください。

